

🐾 防災用品チェックリスト

- ケージ、キャリーバッグ
- ペットフードと水（5日以上）
- 常備薬、療法食
- ペットの写真・飼い主と一緒にの写真
- トイレ用品（トイレ用シート、猫砂、新聞紙等）
- 首輪、リード、ハーネス
- タオル
- 健康記録
- 食器
- ブラシ
- ガムテープ、マジックペン



🐾 ペットの健康記録

※この様式は一例です。

飼い主氏名： _____
 住所： _____
 電話番号：① _____ ② _____ ③ _____
 ペットの名前： _____
 動物名・種類： _____
 生年月日（年齢）： _____ 性別： _____
 マイクロチップ番号： _____
 狂犬病予防注射最終接種日： _____
 混合予防注射種類又は抗体検査結果及び最終実施日： _____
 フィラリア予防薬種類及び最終実施日： _____
 ノミ・ダニ駆除種類及び最終実施日： _____
 内部寄生虫駆除剤種類及び最終実施日： _____
 既往症： _____
 現 症： _____
 投薬記録 薬剤名・投与量・回数： _____
 投薬記録 薬剤名・投与量・回数： _____
 投薬記録 薬剤名・投与量・回数： _____
 食べ物： _____
 その他： _____

携帯電話やスマートフォンを活用しましょう！

ペットの写真の他に、健康記録（病気の履歴、服用中の薬の記録）を作成し、写真やメモ帳機能を使って保存しておきましょう。犬の場合は、鑑札や注射済票も写真に納めておくと便利です。

ペットとわたしの 防災ハンドブック



同行避難ってなに？

災害が発生すると、人間だけでなく、飼育されているペットも被災します。**同行避難とは、自宅にいるのが危険であると感じた場合に、飼い主がペットと一緒に、安全な場所（避難所等）へ避難することです。**

避難所では、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人等、様々な人との共同生活になります。このため、**飼い主とペットが同じ居室で過ごすことはできません。飼い主とペットは避難所内の別々の場所で生活し、飼い主同士が協力して飼育に当たります。**

避難所に同行できる動物は、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物に限ります。大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れができませんので、日頃から災害時における受入先を確保しておいてください。

日頃の備えと心がけ

各項目をチェックしてみましょう♪

安全確保

- 家具の転倒防止、ブロック塀やガラス窓の近くにペットの居住スペースを設けない。
- 首輪や鎖が外れたり、切れたりすることがないか点検する。
- ペットを連れての避難経路を確認しておく。
- 災害時に一時的に預けられる場所を確保しておく。

しつけ

- ケージやキャリーバッグを嫌がらないよう、慣れさせておく。
- 決められた場所でトイレができるようにしておく。
- 飼い主以外の人や他の動物を怖がらない、攻撃的にならないようしつける。
- ペットの身体のどこでも触れるようにしておく。
- (犬の場合)「待て」「伏せ」等、基本的な号令に従うようしつける。
- (犬の場合)無駄吠えをしないようにしつける。

健康管理

- 各種ワクチン接種やノミ・ダニの駆除をしておく。
- (犬の場合)毎年度の狂犬病予防接種を済ませておく。
- 服薬の状況等を随時記録しておく。
- 繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術をしておく。
- 定期的なトリミング・シャンプー・ブラッシング等で清潔さを保つ。



身元表示

- 飼い主の連絡先を書いた迷子札や、マイクロチップを装着する。
- (犬の場合)鑑札(区への登録時に交付される札)、今年度の狂犬病予防注射済票を首輪に装着する。紛失の際は再交付手続きをするか、獣医師の狂犬病予防注射済証明書を持参する。

防災用品の準備

- 日頃から備蓄し、すぐに持ち出せる場所に用意しておく。(裏面チェックリスト参照)



(上) 鑑札
(下) 注射済票

鑑札等を装着しましょう!

飼い主とはぐれ、放浪動物になってしまうと、動物自身の負傷や死亡を招くだけでなく、人への危害や環境悪化にもつながります。身元が分かるものがないと、見つかった場合もすぐに飼い主への引き渡しができません。鑑札や注射済票があれば飼い主の特定ができるので常に装着するようにしましょう。

災害が起きたら

同行避難の判断

- ① 区の災害対策本部や消防・警察などの避難指示、家屋倒壊・火災延焼・危険物の爆発や流出などのおそれがある場合



ペットを連れて避難所等に避難します(同行避難)

- ② ①のような差し迫った危険がなく、ペットの安全と逃げ出さない措置が確保でき、飼い主が定期的な世話に通うことができる場合
(※ 塀等で囲まれた敷地内でも、放し飼いのままの避難はしないでください)



ペットは自宅で待機させましょう

避難所への移動とペット飼育場所の設営・飼育

- ① ケージやキャリーバッグに入れる又はリードやハーネスをつけ、持出用の避難用品を持って移動します。
- ② 避難所に入る際は、**ペット所有者登録**をします。
- ③ 各避難所の運営担当者と協力して**飼育場所の設営**にあたります。
- ④ ペットは**飼い主とは別の決められた場所で飼育**し、基本的にケージやキャリーバッグの中で生活します。
(補助犬【盲導犬・聴導犬・介助犬】については、飼い主と一緒に生活します。)
- ⑤ ペットの飼育や飼育場所の管理は、各避難所のルールに従い、**飼い主が協力して行います**。



地域の防災訓練に参加しましょう!

ペットとはぐれてしまった時は

飼い主のわからない放浪動物や傷病動物は、各避難所で一時保護され、その後区のペット保護所を経由して東京都動物愛護相談センターへと移送されます。ペットとはぐれた場合は、目黒区保健所生活衛生課(03-5722-9505)へご連絡ください。